

天領

第7号

1984年6月



大田邇摩法人会会報

目 次

事業承継の税務対策	1
中国地方モデル法人会合同研究会	3
島根中央信用金庫奥野新理事長に聞く	4
ミニ税務コーナー	6
質問手帳	6
企業訪問 “株式会社大島屋商店”	7
税法の主な改正点	8
天領の秘話③ “幻の謡曲・石見銀”	10
県法連六つの委員会決まる	11
非違事例PART VI	11
囲碁・将棋コーナー	11
第三回会員親睦ゴルフ大会開催	12
お知らせコーナー	12
会員作品俳句	13
囲碁将棋正解	13
編集後記	13

掛戸岩の松

日本海に沈む夕日は、燃え尽きる一日の終わりを見せて美しく、久手町鱒走りの掛戸岩のシルエットは、聖者の幻影を描いてくれる。

昔々の波根湖は面積が94ヘクタールもあった。柳瀬の梶山の西のすそを回って湖の水は日本海へ流れていた。毎年の雨期には、細い川では排水が間にあわず、柳瀬や刺鹿などの集落は水浸しになった。

たび重なる水害に神谷（今の鈴見の奥）にいた郷土、有馬次郎左衛門一致と宗茂の父子は、7年間にわたって梶山と要害山の間を切り開いた。それが徳治元年(1306)で、石見銀山が発見される3年前だった。

今も2つの山の砂岩の断面は、680年前の工事の跡を私たちに示してくれる。水路の中央にある掛戸岩は、工事の時に切り残したのだという。岩の上に2本あった黒松は明治25年と昭和50年に枯れたが、2代目の松が風情をたたえている。

(石村嶺久記)

事業承継の税務対策

〔改正点〕

- 株式評価方法……………改善と弾力化
- 小規模事業用宅地……………評価額を六割に
- 住宅建築資金の贈与……………三百万円迄無税

人の生涯は有限、事業は永遠と云われています。

戦後もすでに三十有余年、いま各界で世代交代、経営引継の議論が大きな話題になっていきます。

我々の周囲をながめて見ても自社株を次世代に譲渡し、世代の交代を考えると、ながら株式の評価が高い故になかなか実行出来ずに居ると云う話を良く耳にします。

事業承継の円滑化の要望に答えて昭和五十八年の税改正で、中小企業の事業承継に関する税制の改善が実施された様な改正が行われました。

小会社の株式の評価方法

では、従前の純資産方式に加えて類似業種比準方式との併用方式を採用する事が出来ることとし、中会社において類似業種比準方式のより弾力的な運用が出来ることとなりました。

また相続税における小規模事業用宅地の評価減を最高四〇%とし通常の評価額の六〇%で評価出来ることとなりました。

また昭和五十九年には住宅建築資金として三百万円迄贈与をうけても贈与税が課税されない制度も出来ました。以下株式の評価を中心に事業承継に関連ある事項を概説して見たいと思います。

……配当還元方式
以上の通りですがそれぞれの具体的方法は次のとおりです。

(I) 上場株式の評価

上場株式は証券取引所で売買されている価格が、その株式の時価であると言いう事が出来ますので、取引価格に基づいて評価されます。具体的には次の①から④までの価格のうち最も低い価格を評価額とする事が出来ます。

- ①課税時期の最終価格
- ②課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額
- ③課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額
- ④課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額

(II) 取引相場のない株式の評価

中小企業のほとんどが、この取引相場のない株式でありますが、これも会社の規模(資本金、資産内容、取引金額等)は千差万別であり、又同族会社、非同族会社等、会社の体質も異なります。そこで、会社の規模、株主の特株割合等により次の様な評価方法が定められています。

- ①類似業種比準方式
この方法は非上場会社のうち上場会社に準ずる様な大規模な会社について上場会社の株価等を比較して評価額を定めるものです。比準要素としては

- ①配当
- ②利益
- ③純資産が定められて居る類似業種の株価に比準要素を加減して評価しますが、具体的には、国税庁が公表している類似業種比準

……純資産方式又は類似業種比準方式との混合方式
小会社……………純資産方式又は類似業種比準方式との混合方式を選択適用
同族株主以外の株主……………

価額計算上の業種別株
価等の表の株価に自社の
比準要素を加減して求め
る事となっています。

② 純資産方式

この方式は非上場会社の
中でも小規模な会社につ
いてその会社の清算価値
を基礎として評価額を定
めるものです。

これは個人事業と法人事
業の形態の差異によって
税負担の不公平が生じな
い様にするために生まれ
た方式であり、会社の所
有する各資産を、課税時
期における相続税の評価
基準で評価換した金額の
合計額から、各負債の合
計額および、会社資産の
評価額に伴って生ずる評
価益に対する法人税等相
当額を控除した残額を課
税時期における評価会社
の発行済株式数で除して
一株当りの評価額を計算
する方式です。

我々の身近な会社で純資
産方式で株価の評価をし
た場合、額面の十倍以上

の評価額になる事も度々
ありますので土地等に含
みのある会社等は注意が
必要であります。

③ 配当還元方式

この方法は前述の方法と
異なり、会社の株主のう
ち同族関係者でなく、持
株数も少なく役員でもな
い株主に適用される方法
です。

これらの株主は、経営と
は直接関係がなく、株式
を持つ利益は、もつぱら
配当金を受け取ると云う
事にあると考えられるた
め株式の評価も、将来、
受け取る事の出来る配当
金の額をもとにして計算
しようとするものであり
ます。即ち年一割配当し
ている会社の株式が額面
価格で評価され、配当が
多くなれば高くなり、配
当が少なくなれば、株式
の評価額が安くなる様に
評価する方法であります。

(二) 事業承継税制における株
式評価方法の改正点
昭和五十八年の事業承継

税制の改正において、中小
企業の事業の円滑な承継に
資するため次の様な改正が
行われました。

(1) 取引所の相場のない株式
のうち小会社については、
これまで純資産方式のみで
評価していたのを類似業種
比準方式との併用も選択出
来ることとした。

(2) 中会社においても、類似
業種比準価格の混合割合を
引き上げる改善がなされた。
(3) すべての同族法人の株式
評価を通じて、類似業種比
準価額につき次の様に弾力
化する。

① 前三ヶ月の上場株式の価
格に加えて前年の株価も
選択出来る様にする。
② 比準の対象とする業種の
決定に際し選択の範囲を
拡大する。

(三) 個人事業者の小規模宅地
の評価の特例の改正
相続税の計算において、
個人の事業用又は、居住用
土地のうち二〇〇平方米ま
での部分については通常の
方法により評価した金額か

ら二〇%減額されることと
なっていたが、事業承継税
制の一環として、個人の事
業用土地のうち二〇〇平方
米までの部分についての評
価減の割合を二〇%から、
四〇%に引き上げる。

ただし二〇〇平方米まで
の土地のうち居住用土地の
部分については二〇%を減
額するものとするが、全体
の減額割合は三〇%を下ら
ないものとすると改正が
行われました。この改善の
結果、地価の高騰による相
続税の評価額の高騰に対し
てその軽減が計られました。

(四) 居住用住宅取得資金の贈
与
昭和五十九年の税制改正
において、住宅建設の促進
による内需拡大に資するた
め、住宅取得資金の贈与を
受けた場合の贈与税額の計
算の特例措置が創設されま
した。即ち、父母又は祖父
母から、昭和五十九年一月
一日から昭和六十年十二月
三十一日までの間に自己の
居住の用に供する住宅の取

得のため資金の贈与をうけ
た場合の贈与税について。
① 住宅取得資金の贈与のう
ち五〇〇万円までの部分
について五分五乗方式に
より贈与税を計算する。

② ①の贈与税額の計算の特
例をうけた年の翌年以後
四年内に贈与をうけた場
合の贈与税については、
その住宅取得資金のうち
五〇〇万円までの部分の
五分の一相当の贈与が、
その年に既に行われてい
るとして贈与税を計算す
る。

この結果単年度で最高三
百万円(五年分)の贈与を
うけても住宅資金である等
の一定の条件を満たせば贈
与税が、課税されない事と
なりました。

以上株式の評価方法を等
中心に、事業承継に関連す
る税制と改善点を御説明致
しましたが、事業承継を真
剣にお考えになつて居られ
る皆様の参考になればと思
います。

(渡辺税理士)

中国地方モデル法人会合同研究会



去る五月十一日午後一時

半より、松江市ホテル一畑において、中国地方法人会連合会の主催による「モデル法人会合同研究会」が開催されました。

当法人会もモデル法人会に指定されており、天崎会長以下六名が出席し研究報告を行いました。その概要

をご報告いたします。

当日は広島国税局より、川又直税部長様はじめ三名の方が、地元松江税務署より大田市にもおられたことのある松森署長様をはじめ三名の方が、また法人会と関係の深い大同生命保険山陰支社より厚地支社長様等七名の来賓をお迎えし、また中法連より篠原会長以下三名の役員の方々のご出席のもと、各県より二十六法人会、約一〇〇名の会長並に役員の方々が出席して盛大に且熱心に行われました。



鳥取県からは社団法人鳥取法人会が「会員増強について」のテーマで、山口県からは社団法人が「組織の強化について」と「青年部の育成について」の二つのテーマで、岡山県からは社団法人が「青年部・婦人部の事業活動について」のテーマで、広島県からは社団法人が「財政基盤の確立について」のテーマで、島根県からは大田瀬摩法人会が「会員増強と組織の強化について」と「法人会婦人部設立と組織の強化について」の二つのテーマでそれぞれ研究報告を行った。

報告の後質疑応答に移り、各県の法人会より大小様々な質問が出され、大変熱心な質疑応答が展開された。

当大田瀬摩法人会に対しては、会費の額について「比較的高額と思われるが脱退者などの問題は発生しなかったか」等の質問があり、天崎会長は「三年前に会費の改訂を行ったが、会費のことが原因での退会者は一社も無かった」と説明し、他法人会からは羨望の声を聞かれ、計らずも当法人会の結束の良さが認識されるところとなった。

松江法人会からは、岡山、東、広島南などの大型法人会に対してかなり詳細に亘る質問がなされていたが、大型法人会の運営なり組織の結束なりのむつかしさが質議を通してうかがわれた。

このような中で当大田瀬摩法人会は、加入率の面、財政面、諸活動の面などからみても、小粒ではあるが安定した「モデル法人会」

であると出席者一同意を強くした次第です。

予定時間を大巾に上まわる熱心な研究会のあとは、福岡島根県法人会連合会副会長の乾杯の音頭のもと懇親会が行われた。

来賓を囲み地元キレイどころの温かいもてなしを受けながら和やかなうちに各地の法人会の面々と親睦を深めることが出来た。最後に松森松江税務署長の万歳三唱の音頭のもと各法人会の発展を祈って散会した。

参考資料

右記のうち 会費収入	58年度 実績	加入率	会員数	法人名
5,170千円 82.2%	9,611千円	50.4%	1,527名	社団法人(法) 鳥取(法)
7,899千円 40.0%	10,084千円	65.3%	554名	社団法人(法) 社団法人(法)
4,000千円 66.3%	21,077千円	54.0%	2,912名	社団法人(法) 社団法人(法)
13,980千円 70.0%	15,996千円	50.0%	1,398名	社団法人(法) 社団法人(法)
8,000千円 82.0%	6,220千円	68.7%	338名	社団法人(法) 大田瀬摩会
15,080千円 5,100千円				

島根中央信用金庫

奥野新理事長に聞く

六月八日、新理事長をお招きして、新任の抱負、経営方針、金融情勢、など話していただきました。その対談について記載します。

勝部 今度の役員改選で理事長に就任され、おめでと



うございます。理事長になられ、今後の抱負をお聞かせ下さい。

理事長 現在、景気は回復に向っているとは言っても輸出主導型で、島根県には関連の業種も少なく、総じて未だ景気が停滞しており

金融業界も、金融革命といった金融自由化が進むという、いけばん難かしい時期に、パトロンタツチを受けまして、毎日、身の引き締まる思いで一杯です。

信用金庫は、基本的に銀行と生い立ちが違って協同組織でありますので、お互いが相互扶助の精神で出来た

ということもあり、この精神を基本におきながら、時代の変化に対応していける業務体制を操らなければいけないと思います。そのためには、昔の金融機関は堅



実な営業をしていたのが、今日では、あまりその面だけにこだわると時代の変化に対応出来なくなる恐れもありますので、私の言葉で言えば、「賢実にして積極的」な業務運営を展開して、信用金庫の特性である、地域に密着した、小回りの利く金融機関を作りたい。そして地域の皆様に愛され、親しまれ、お役に立ち、信頼される信用金庫にするのが私の経営理念であります

経歴 大正十二年三月生まれ。昭和二十年二月海軍兵学校卒。山陰合銀益田、浜田支店長を経て昭和四十八年五月旧島根中央信用金庫専務理事に就任。同四十九年四月、旧大田信用金庫との合併後も専務理事を務めていた。大田市大田町志学。趣味はゴルフ。好きな言葉は「ち密にして実践は大胆に」

す。その方向に役職員一体となつて進めていきたいと思ひます。



西村 そこで、今期より常勤役員の増加、常勤監事の新任といった役員構成の姿

更がありました。どのようにお考えですか。

理事長 このような難しい時代であり、また島根県下で一番大きい信用金庫として、理事の定数が限定されている中で経営陣の強化のために、従来十四名の理事の内、常勤理事四名を六名

に増員し、また常監事一名を新たに設置していただきました。

また、現在四百十五億の預金があるが、このままでいけば三年先には五百億になると思ひますが、五百億の信用金庫体勢には、やはり人づくりが一番重要と考えます。そこで今回、若い人を役員、部長、課長に登用して職場のムードを一新し、個性豊かな気骨のある人材を育てて行きたいと考えております。

大野 現在、金融機関の多様化が進行しています。また将来金融の自由化も言われていますが、どのように対応されますか。

理事長 金融の自由化には大きく分けて三つあります。第一が預金金利の自由化、第二が円の国際化、第三が外国銀行の信託業務、証券取引所への参加であります。この中でも、私も信用金庫に関係のある預金金利の自由化ですが、次の段階で進められることになってい

●新理事長に聞く

ます。

第一、NCD（譲渡可能期預金）の条件緩和

第二、MMC（市場金利連動利預金）発行の認可

第三、大口預金金利の自由化

第四、小口預金金利の自由化の検討

であります。NCD、MMCは大口預金であって、一般に関心のあるのは第四の小口預金の金利自由化であると思われま。

大野 その時期についてはいつ頃と思われま。

理事長 大口預金金利が三年先になろうと思われまので、その後検討されるといったところです。但し米國と日本の経済環境や土壌に違いがあるので、金融秩序が混乱せぬように、段階的に進んでいくと思いま。また、日本の預金の1/2を占める郵便貯金との関連もあり、調整が難しいと思いま。

ただ、「預ける人は金利は少しでも高く、借りる人

は少しでも安く」と望むものであり、そのあたりをどう段取りするかが自由化であると思いま。

西村 信用金庫としては、小口預金の金利自由化が大きな問題点になろうかと思いま。

理事長 一般に米國の企業は自己資本が多く、借入金利が多少高くても問題が少ないのですが、日本の大企業は別として、中小企業は借入の割合が高く、小回りの利く面当見の良い金融機関が必要だと思いま。

西村 そうですね、現在金融が緩和していると言つても、借入する場合、小さい企業は銀行に比べ、信金の方が気楽に行き易いということも聞きます。

理事長 私が良く言つていますが、バランスシートだけでなく、職員のほとんどが地元出身であることから、企業の状況、経営者の人柄など数字に表われない面を熟知し、対処することが重要だと考えま。

勝部 それから地元の金融機関として、中小企業に密着しておられるのですが、更に今後、より深くされる方法がありますか。

理事長 それをするためには職員が第一ですが、ただ金を融資することだけでなく、経営診断により、アドバイスが出来る人づくりを考えています。「貸すも親切、貸さぬも親切」という言葉がありますが、融資先から後になって喜んでいただける融資をすることが肝要と考えま。



大野 次に、われわれ身近な問題としてマル優について、最近、また話題になっておりますが、どのようにお考えですか。

理事長 日本は貯蓄率の高い國で、戦後の復興に貯蓄が大きな役割りを果たしたと思いま。

その貯蓄にマル優制度は大変多く利用されましたけれど、現在大きな問題になつています。何れにしても老人とか、零細預金者を優遇することは必要ですし、また新しく出来る制度は民間金融機関の預金と郵便貯金と全く今様な管理システムとし、不公平がない制度であることを強く望んでおります。

西村 信金のトップになられたのですが、過去を振り返つて、何が役に立って成功されたのか、お聞きしたいのですが。

理事長 やはり銀行時代より良い上司に恵まれたことですね。それと私の性分として物事に対して避けて通らなかつたことが、色々な体験に結び付いたと思いま。

勝部 大田市の観光について、どのようなお考えですか。特に理事長さんは三瓶出身ですが。

理事長 そうですね。たとえば三瓶についてみれば、

三瓶周辺の産物を利用し特色を出すと、大森や海との観光ルートを設置して総合的な面で開発する方が良いと思いま。

勝部 理事長さんは長く金融畑を歩んでこられたのですが、あなたの健康法はなんでしょうか。

理事長 私は小中学生頃、よくカゼをひきまして、昭和十六年頃から現在まで、毎日冷水摩擦をしております。毎朝しませんが、その日の気分がスッキリしませんで実行しています。それと自宅の前が温泉です。毎日風呂からあがると体操をしております。



勝部 それでは理事長さん一層健康に留意され、信用金庫およびわが郷土の発展のため、ご活躍されんことをお祈りしまして終了させていただきます。

注文書に 印紙が必要か

となつている場合における注文書等。

二 契約当事者の間の既存の契約に関連する二回以上の継続する取引に共通して適用される事項を内容としている注文書等で、その注文書等を受理すれば自動的に契約が成立することとなつているもの。

三 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく注文等であることが記載されている注文書等。

四 契約当事者双方の署名または押印があるもの。

注文書、申込書、依頼書等と表示された文書は、一般的には契約の申込み事実を証明する目的で作成されるものであるが、中には、契約の成立等を証明する目的で作成される文書であるのに、取引の慣行等から、注文書等と表示するものがかなり多く見受けられます。注文書等と表示された文書であつても次に掲げるものは契約書に該当することになりますから印紙が必要

一 契約当事者の間の基本契約書、規約または約款等に基づく注文等であることが記載されていて、一方の注文等により自動的に契約が成立すること

契約書に該当するかどうかの判断は前述のとおりであるが、一から三までの注文書等であっても契約の相手方当事者が別に請書等契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものは、単なる注文書等で、契約書に該当しないことになつております。



【質問】最近、同業者の中でコンピュータを使用しているところが多くなり、当社もリース契約によるコンピュータ導入を考えていますが、導入による投資減税措置はないのでしょうか。

【回答】五十九年度税制改正で創設された中小企業の電子機器利用設備投資促進税制、いわゆるメカトロ税制は、一定の要件を定めているものの、各業種で幅広く利用されているコンピュータ迄対象に取りこまれていないため、中小企業経営者の中には、さつそく同制度を利用してコンピュータ等を導入しようという向きも少なくないようです。この税制の最大のポイントとしては、購入資産はもろろんのことですが、リース契約で借り受けている資産についても税額控除(七%)を認めている点が注目されます。ただしリースであれば

必ず対象となるわけではなく、このほど示された措置法改正政令でその範囲が限定されています。それによると、対象となるリース契約は、

- ①リース契約期間が五年以上で、かつその設備の法定耐用年数を超えないこと。
- ②リース料の総額が一台または一基の設備ごとに定められていること。
- ③リース料の総額がリース期間内に定期的に均等額づつ支払われるものであること。

さらには、購入した設備について一台または一基当りの取得価額が一四〇万円以上という基準が設けられているのと同様に、リース設備についても、リース料の総額が一九〇万円以上でなければならぬなど、これらの要件をすべて満たすことにより、はじめてリース契約で借り受けている資産について税額控除が認められます。

税額控除の計算については、リース料満額を対象とするのではなく、総額の六

割を基礎として計算します。例えば、リース料の総額が五〇〇万円であれば(五〇〇万円×六〇%)×七%＝二十一万円が税額控除額となり、この控除額がその年度の税額の二〇%を超えていれば超えた部分は翌年度に繰越すこととなります。

なお、リース通達によつて、本質的に売買とみなされるリース契約は、購入した資産と同様に、通達によつて取得価額として計算される額を基礎に、税額控除が特別償却(三〇%)を適用することができま

す。このメカトロ税制は五十九年四月一日から六十一年三月三十一日までの間にメカトロニクス機器を取得またはリースにより一定の事業の用に供した場合に認められるもので、リース契約を中途で解約するなど、指定事業の用に供さなくなつた場合には、すでに控除を受けた税額の取り戻しが行われることがありますので、その点もあわせて検討され

たら如何でしょうか。
(竹下税理士)

企業訪問

わが社の経営方針



株式会社大島屋商店

取締役社長 和田 俊 二

(資本金二千五百万円)
従業員 九三名

官庁の出先もまた、大きな企業もない温泉津でまがりなりに今日迄なんとかやってこれたのは、自分なりに、それなりの何かがあったのではないかと、その経過をいささか述べまして企業訪問の記事の責任を果したいと思えます。終戦の二十一年から二十二年、まだ学生であった私は休みの間、家業の金物の販売の手伝いを一生懸命やりました。くる日もくる日も皆さんご存知のアルミや、鉄鑄物の生地のままの鍋や釜類がまるで飛ぶように売れるのです。一人でニコ、ニコと今のパーゲンセールの如く競争で買ってゆかれるのです。どうして一軒に

一つか二つしかいらぬものが、あんなに売れるのかと不思議でなりませんでした。これが戦後の私の店の再生の第一歩だったのでしよう。

次が昭和二十六年の朝鮮動乱であります。戦後の混乱期も過ぎ物不足も解消され、生活も落付きをとり戻してまいりましたが、「ドッジ政策」の施行でやや國中不況の中の出来事でありました。

関連産業の総てが特需の名のもとに活況を呈したのもまた、鉄鋼関連製品の価格が三倍近くに値上りしたのもこの時期であります。動乱の治まりと共に昭和三十年代に入ってまいりま

す。品質管理の秀れた商品、お客の好みの変化、私の店の商品構成も徐々に変わってまいります。建築様式一つをとっても公共建築物が木造から鉄筋コンクリート、或いは鉄骨といったように永久構造になるにつれて、鉄鋼製品の扱いの比率がどんどんと増えてまいりました。

冒頭申し上げました、この温泉津に大きな変化が起りました。国道九号線の改良工事のはじまりです。既に小口輸送はトラックの時代でしたが、なにしろ東、西、奥部といずれにしても狭隘な立地条件ゆえ、道路は山坂許りで、僅か一屯のトラックでも「大田、江津、浜田、川本」総て一日がかり、それが三十七年この地方も仁万から工事がはじまり、四十二年大田―江津間の舗装完了で全く夢のハイウェイ、国道沿線にいなかつたものしかわかない大きな福音でありました。

反面この時期、私はかつて経験した事もない大きな痛手を蒙りました。それは四十一年の事であります。大きな取引先二社の倒産により、数年間は後遺症で来る日も来る日も手形の買い戻し、資金の工面等でさすがに目の前も真暗になりました。商売とは大変に難かしいものだとつくづく感じました。しかし父も元気でし、私も若かった。ひたすら自分で頑張るしかありません。でもやはり永年の多くの取引先の皆様のお蔭で、この難事を乗りきる事が出来ました。只「誠心誠意」これあるのみです。

角入社して貰っても永続させず何としてでも若い社員の野球チームの一つでも欲しかった、そんな企業に変わった。よしチャンス到来、他の企業は人員整理に走る、私は逆に大量採用にふみきったのです。五十年以降毎年のように七―八名位のペースで数年間続けました。それが五十二年以降の景気回復の政策の波に乗り、教年を経ずして成長してくれた若い社員の活動により、只今のこの競争の厳しい現在にも着実に実績をあげて頑張ってくれています。

好不況には必ず波があります。考えて見れば、只時の流れにあわせての越し方のような気が致します。しかし、振返って見てこの小さな温泉津の町で今日迄商売をさせて戴いていますのも、取引先各位の永年にわたるご愛顧の賜と深く感謝申し上げます。ひたすら今後共誠心誠意に生きる事だとこれあるのみと自戒している今日であります。

税法の主な改正点

◎所得税関係

扶養控除など所得控除額が引上げられた

所得控除の額が次の通り改正され、昭和五十九年分の所得税から適用されることとなります。

区 分	改正後	改正前
基礎控除	33万円	29万円
配偶者控除	33万円	29万円
老扶控除	39万円	35万円
老扶控除	33万円	29万円
同居老親等控除	39万円	35万円
同居老親等控除	40万円	34万円
同居老親等控除	40万円	34万円
同居老親等控除	46万円	40万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	33万円	31万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	25万円	23万円
同居老親等控除	25万円	23万円

給与所得控除額が引上げられた

給与所得控除率を適用する給与収入の区分及び、給与所得控除額が次の通り改正され、昭和五十九年分の所得税から適用されることとなります。

給与所得控除率	改正後	改正前
40%	165万円以下 (最低控除額 55万円)	150万円以下 (最低控除額 50万円)
30%	165万円超330万円以下	150万円超300万円以下
20%	330万円超600万円以下	300万円超600万円以下
10%	600万円超1,000万円以下	600万円超1,000万円以下
5%	1,000万円超	1,000万円超

給与所得控除額の速算表は次の通りです。

改正後		改正前	
給与の収入金額 A	給与所得控除額	給与の収入金額 A	給与所得控除額
1,375,000円未満	550,000円	1,250,000円未満	500,000円
1,375,000円以上 1,650,000円以下	A × 40%	1,250,000円以上 1,500,000円以下	A × 40%
1,650,000円超 3,300,000円以下	(A - 1,650,000) × 30% + 650,000	1,500,000円超 3,000,000円以下	(A - 1,500,000) × 30% + 600,000
3,300,000円超 6,000,000円以下	(A - 3,300,000) × 20% + 1,155,000	3,000,000円超 6,000,000円以下	(A - 3,000,000) × 20% + 1,050,000
6,000,000円超 10,000,000円以下	(A - 6,000,000) × 10% + 1,695,000	6,000,000円超 10,000,000円以下	(A - 6,000,000) × 10% + 1,650,000
10,000,000円超	(A - 10,000,000) × 5% + 2,095,000	10,000,000円超	(A - 10,000,000) × 5% + 2,050,000

配偶者、扶養控除などを受けられる人の範囲が拡大される所得者と生計を一にする控除対象配偶者や扶養親族に当るかどうかの判断する場合の取扱いが次の通り

正されました。

区 分	改正後	改正前
その所得が自分の勤労による事業所得、給与所得、退職所得または雑所得(以下、「給与所得等」といいます。)だけである人	33万円以下	29万円以下
その所得が給与所得等以外の所得だけである人	10万円以下	10万円以下
その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得との両方である人(給与所得等以外の所得が10万円未満の人に限り。)	給与所得等の33分の10と給与所得等以外の所得との合計額が10万円以下	給与所得等の29分の10と給与所得等以外の所得との合計額が10万円以下

この改正により、新たに配偶者控除や扶養控除が受けられることとなる給与所得者については、「昭和五十九年分、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」により異動申告が必要となります。

年末調整の対象となる給与収入限度額が引上げられた

従来、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人で、年間の給与の収入金額が100万円以下の人が年末調整の対象となっていました。この金額が引上げられ、150万円以下の人を対象となることになりました。これは、昭和五十九年四月一日以降に行なう昭和五十九年分の年末調整から適用されます。

◎資産税関係

親等から住宅取得資金の贈与を受けた場合の課税の取扱いの特例が新設された。昭和五十九年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間において、父母または、祖父母から住宅取得のため金銭の贈与を受けた場合、次の要件に該当す

る者にその贈与税は軽減されます。

特例の概要

贈 者	・ 園内に住所を有する者 ・ 前年5月1日以前に受贈した ・ 既にこの特例を受けたことのないこと ・ 新築又は新築後40～165㎡ ・ 併用住宅の場合、専用住宅部分が1/2以上であること ・ 国内に取得することとする ・ 翌年の3月15日までに取得する ・ 新築物として認められる ・ 翌年の3月15日までに居住の用に供する ・ 又は、選滞なく居住の用に供すること
新築住宅	・ 500万円以下 ・ 本人または配偶者の家屋 ・ 面積が100㎡以下 ・ 専ら居住の用に供すること
取得時期	・ 取得する日 ・ 取得する日 ・ 取得する日 ・ 取得する日
居住開始時期	・ 取得する日 ・ 取得する日 ・ 取得する日 ・ 取得する日

◎法人税関係

法人税率が引上げられることになった

法人税の税率が、二年間の臨時措置として次のとおり引上げられることとなります。

(1)の税率は昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に終了する事業年度の所得に対す

る法人税について適用されます。

(1) 各事業年度の所得に対する税率

区 分	改正後	改正後	改正前
普通法人の税率	留保分 配当分	43.3% 33.3%	42% 32%
中小法人の軽減税率	留保分 配当分	31.0% 25.0%	30% 24%
公益法人等、協同組合等及び特定医療法人の軽減税率	留保分 配当分	26.0% 22.0%	25% 21%

(2)の税率は、昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に

おいて解散または、合併による清算所得に対する法人税について適用されます。

(2) 清算所得に対する税率

区 分	改正後	改正前
普通法人の税率	38.1%	37%
協同組合等の軽減税率	23.9%	23%

◎特別償却、割増償却制度の取扱が改正された

低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、低開発地域工業開発地区及び農村地域工業導入地区に新增設される機械及び装置に係る償却割合が一〇〇分の一六(改正前一〇〇分の一八)に引き下げられました。

中小漁業構造改善計画に係る割増償却制度について割増率が一〇〇分の二七(改正前一〇〇分の三〇)に引き下げられたうえ、その適用期限が二年延長されました。

中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却制度について、建物以外の共同利用施設に係る償却割合が一〇〇分の二三(改正前一〇〇分の二五)に引き下げられました。

◎地方税関係

法人住民税均等割の税率が引上げられた
法人の住民税の均等割の標準税率が次の通り改正され、昭和五十九年四月一日以後に終了する事業年度分から適用されることになりました。

(1) 道府県民税

法人等の区分	標準税率	
	改正後(年額)	改正前(年額)
資本等の金額が50億円を超える法人	75万円	30万円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	50万円	20万円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	10万円	4万円
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人	3万円	1万2千円
資本等の金額が1千万円以下の法人等	1万円	4千円

(2) 市町村民税

法人等の区分	標準税率	
	改正後(年額)	改正前(年額)
資本等の金額が50億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	300万円	120万円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	178万円	70万円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	40万円	16万円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	15万円	6万円
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下である法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	12万円	4万8千円
資本等の金額が1千万円以下の法人で市町村内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの等	4万円	1万6千円

幻の謡曲・石見銀

石 村 楨 久

石見銀のストーリー

江戸時代の終わり、ペンネームを「雲の下人」という人が石見銀山を謡曲にあらわした。曲名は「石見銀」という。総字数が千六百字で、その内容

は、筑紫の人が、天下にその名を知られた石見銀山を見ようと、船で仁万の港に着く。やがて山のふもとで老人に歴史を尋ね、筑前博多の人が初めて山を開いたと聞いてなつかしがる。仙の山の頂上から眺める景色の一部分を原文で紹介してみる――

「真銀吹く煙りたなびくや
山ありそこともわけやらず
皆白銀の砂にて
舗みちたりや四方の門
げに諸人のつどいかな

東に大山の見え候
何れの名山の山なるらむ

あれは三瓶ヶ嶽に候

また丑寅に当つて

湖水の見えたるは

あれは波根のみづうみ

立神の岩

北は漫々海上逆まく浪

岸を浸し

津々浦々の景色

あら面白やな

南に濫々と見えたるは

千里の外より流れくる

古人の詠し石見川

西に大山、大家山、矢滝山

といった調子で、このあと

清水寺の晩鐘をうたい、掘れ

ども尽きぬ白銀のめでたさを

高い調子でつづつてある。全

体の文脈にはりがあつて原作

者の広い知識が、奔放ににじんでいる。

幻となつていた

謡曲「石見銀」については、

全くの素人の私にはよく分か

らないが、明治四十一年に出

版された「歌謡字数考」によ

ると

「水戸烈公のつくりたる要

石、石見にてつくりたる銀山

は新曲にて――」

とあるのを見ると、足利時

代以降に生まれた謡曲は四百

番余り、その中で「石見銀」

は新曲として広く専門家の間

に知られていたらしい。

さらに昭和三年に発刊され

た「謡曲講座」によると、新

発見の謡として「銀山」がそ

の一つにあげてある。しかし

曲名だけは分かっているが、

果たして内容はどうなるもの

のか、謡曲の愛好家の間では

「石見銀」は幻の謡だった。

俳人の手紙

昭和四十二年十一月、簸川

郡斐川町の俳人、岡霜月さん

(故人)から手紙をいただいた

た。大正元年十月に発行され

た島根県立女子師範の校友会

誌に井原雲涯が「石見銀」を

紹介しているをいって、謡曲

の原文を送つてもらつた。そ

のころ私はそれが価値のある

ものだということ知らなかつ

た。

つい最近、謡曲「石見銀」

について法政大学能楽研究所

の西野春雄さんから問い合わせ

せがあり、返事を送つたところ、

「長い間、探し求めていた

た「銀山」にめぐり会え、こ

んな嬉しいことはない」

と礼状が来た。恋人に何十

年ぶりに会つたような喜び

の言葉が綴つてあつた。石見

銀山はただ中世から近世の初

めにかけて、日本一の銀山であ

つた許りでなく、さまざまな

分野での隠れた歴史をもつ山

として、私は改めて見直した

のだった。

石見銀の原作者

江戸時代には恋とか愛をう

たつた叙情歌謡や琴、三味線

などをたしなむことは、武士

の心を軟弱にしてしまう、人

々の心にハリをもたせようと

謡曲を奨励した。天領のおヒ

政策にそつて謡曲を試作した

と思われる。内容がよかつた

ので広くうたわれ、愛好家が

ふえたことが想像される。原

作者の「雲の下人」はだれだ

ろうか。

大森代官所の地役人、野沢

左源太が原作者に違いない。

左源太は寛延三年(一七五〇)

生まれ、文化十一年(一八一

四)の没。古典文学に関心が

深く、銀山の由来や地誌・採

鉱精錬を描いた「銀山砂子」

などの著書があり、この人の

書いたものを読むと、石見銀

の文脈とよく似ているし、清

水寺の開創を大同元年とした

点など石見銀の内容と一致し

ているところが多い。清水寺

の創建は実は大同元年ではな

い。また銀山砂子は謡曲の章

句をふんだんに使っているの

を見ると、謡曲の知識も豊か

だった。

幻の謡曲「石見銀」こんな

ことを一つ拾つても、いかに

石見銀山の歴史がドラマチッ

クだということが分つていた

だけだと思う。

(郷土史家)

県法連

六つの委員会決まる

島根県法人会連合会では会活動の活性化対策の一端として六つの委員会を発足し、この委員会を中心に今後の運営強化を図っていくこととした。各委員は次の通りです

	総務委員会	組織委員会	事業委員会	税制委員会	広報委員会	厚生委員会
委員長	原田弘吉 (社)松江法人会	坂塚栄一 (社)出雲法人会	加藤禄三 (社)出雲法人会	渡辺治雄 (社)松江法人会	石光義彦 (社)益田法人会	石原一男 (社)浜田法人会
副委員長	井本千代吉 隠岐法人会	森崎 昶 大田瀬摩法人会	渡部 勇 社)浜田法人会	小山 博 雲南法人会	渡辺常弘 大田瀬摩法人会	熊野佐助 社)松江法人会
委員	松井 義夫 大田瀬摩法人会	野々村 卓 社)松江法人会	難波和夫 大田瀬摩法人会	小川 徹 大田瀬摩法人会	高浜 章 社)松江法人会	園部清之助 大田瀬摩法人会
	佐々木準三郎 (社)浜田法人会	玉川舜一郎 (社)浜田法人会	清水勝一 (社)松江法人会	内田政宣 (社)出雲法人会	山本長藏 (社)出雲法人会	木村吉正 (社)出雲法人会
	大谷 嘉行 (社)益田法人会	村上聡雄 (社)益田法人会	石橋 昭三 (社)益田法人会	岡田政則 (社)浜田法人会	新田 嘉久 (社)浜田法人会	大石勝俊 (社)益田法人会
	飯島菊次郎 (社)出雲法人会	小林福久吉 雲南法人会	高木 康弘 雲南法人会	宮本昭一郎 (社)益田法人会	細木 武夫 雲南法人会	田部 豊治 雲南法人会
	松下 義晃 雲南法人会	長谷川清成 隠岐法人会	勝部 昭三 隠岐法人会	藤田 清市 隠岐法人会	家中 高吉 隠岐法人会	金田 米治 隠岐法人会

非違事例

PART VI

経費科目の事例

一、交際費

昨年、交際費課税が強化されました。そのためか、交際費課税を逃れようとして、交際費を他勘定に分散している法人があります。

イ 得意先等との新年会費、忘年会費等の飲食費及び慶弔費等が販売促進費、会議費、会費、雑費等の勘定で処理され交際費の損金不算入額の計算を行っていないもの。

ロ ゴルフ場の年会費及びロッカー料が、交際費として処理していないもの。

ハ 得意先等の接待のため支払われた交際費等が交際費の損金不算入額の計算より除いて処理しているもの。

二 個人的費用を法人の交際費等に付け加えているもの(天領六号掲載)

二、旅費

最近、多くの法人は出張旅費を旅費規定に基づいて支払われています。

この旅費規程を使った非違が多く見受けられます。イ 旅費規程は、実費弁償の性格を有するものであるが、旅費日当を多額に定め代表者等に支払っているもの。

ロ 法人の代表者等の中には、旅費規定に基づき旅費日当の支払を受け出張後、領収証に基づいて出張中に支払った宿泊費等の費用を再度受取っている人がいます。この場合、出張後受取った旅費は代表者等への役員賞与となります。

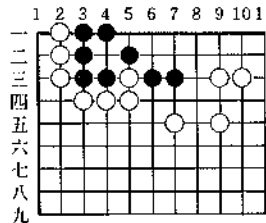
源泉所得税の事例

社員以外で給与を支払っている口雇労働者等の源泉徴収洩れが見受けられます。

【詰碁問題】

白先でどうなりますか。

「ヒント」まず急所にオイでコウに持ち込めば成功です。



【詰碁問題】

持駒金、金



出題

「ヒント」力では押し切れない。軽い手段が必要

会員親睦ゴルフ大会開催

大田遼摩法人会は、第三回会員親睦ゴルフ大会を、四月十四日(土)大社カントリークラブにおいて開催。当日は、我々の大会を歓迎するかのよう、朝から青



空が広がり雲一つない日本晴れ、九時一〇分スタートという事で八時三〇分には、参加者が続々と集合し最終的には四八名の参加者を得てスタート。

参加者全員が見守る中で大田遼摩法人会々長天崎正一氏の始球式、白球は白煙を上げて春の青空の中へ消え去っていった。引き続き前回優勝者宮本氏のいる一組より順次コースに出たのであった。当日は、春にはめずらしくまさに、初夏をおもわせる暑さ、全員汗を拭き拭きのプレーであった。

各組共、日頃のゴルフ仲間、全員シード当日始めて顔を合わせ

る人達で組を編成したものの、十年以上の友達のごとく親しくプレーを行う等、大会の目的である「会員同志の親睦」の輪がより一層広がったようである。

表彰式

午後四時より同ロビーにおいて、表彰式が行なわれ成績発表、表彰式と移っていった。

- 成績は次の通りです。
- 優勝 堀 恒夫氏
 - 準優勝 竹下博夫氏
 - 三位 道下武寛氏
 - B G賞 堀 恒夫氏
 - N P賞 柳沢 悟氏
 - N P賞 竹下博夫氏
 - D C賞 竹下武志氏
 - D C賞 吉田 弘氏

特別賞(創立年次賞)

森崎提瑤氏

以上の表彰の外に飛賞など、たくさん賞品が贈られ参加者全員テンプルの料理にビールに舌鼓の最中、優勝した堀恒夫氏の感想が次のようであった。

「今日は強豪揃いの中で優勝出来たことは大変幸せに思っております。

今回の優勝に驕ることなく連覇を目標に頑張ります」と力強い発言がありました。



お知らせ

天領さん

日時 八月四日・五日

内容 (四日)

○オープニングパレード

○ふれあい広場行事

(市民会館広場)

○青春の広場行事

○花火大会(久手港)

(五日)

○代官行列

○天領さん踊りパレード

○その他

仁万港まつり

日時 七月二十五日

場所 仁万漁港周辺

内容

○花火大会

○みこし

○カラオケ大会等々

温泉津温泉夏祭り

日時 八月七日

場所 温泉津港周辺

内容

○花火大会

○漁火行進

○温泉津音頭踊り

○青空市場等々

俳句



市 楽 勢

乳牛のちぶさ豊かに若葉風

またたびの葉裏かえして風光る

牛ねむる日和高原の風みどり

小 川 せつ子

万緑や滔滔と流る江の川

江川の早瀬に育つ鮎の群

江川の鮎の串焼きクラス会

若 林 郁 美

夏の夜の夢の続きを聞ひてみる

合掌の古佛滴たり銀山路

お瀧湯の読経流れ苔の花

渡 辺 翠 山

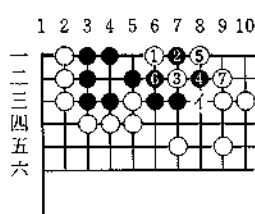
鎮まれる古刹を包む青葉燃ゆ

梅雨晴間伽藍に老鶯の声を聞く

深緑声なき佛陀の声ぞする

囲碁・将棋正解

【解説】白先コウ白1のオキが急所。黒2が最強の受けで、白7までコウになります。黒6で7のノビも白イでやはりコウ



【詰将棋の解答】

- ▲1五金 △2三五
- ▲1四金 △同玉
- ▲3二角成 △同金
- ▲2四金まで7手詰め
- ▲1五金と打って△2三五に▲1四金の捨てが軽い手順で▲3二角成が決め手となる。



編集後記

会報も第七号を発刊することとなりました。編集部員一同は仕事に馴れて参りましたが、馴れるに従って編集方針が、マンネリ化し、紙面が単調化するのではないかと自戒しています。

本号は特に昨年改正のありました、事業承継税制をとりあげて、会員の皆様の相続対策のご参考といたしました。事業の永遠のご発展をお祈りする次第であります。

会報に変化をもたせるためにも、会員の皆様の活発なご意見、ご批判、ご投稿をお待ち致しております。編集部員も積極的に話題を探して歩くつもりでございます。のでよろしくお願い致します。

末尾になりましたが、本号編集にご協力頂きました多くの方々に、心からお礼を申し上げます。

(広報部 渡辺)

あしたも
晴れ



新がん保険は(がん)による入院時の経済保障をします。

- 入院日数および入院・退院の回数に制限なくお支払いたします。
- 保障期間は終身です。
- 保険料はご契約時の年齢できまります。
- お1人3口まで契約できます。
- 医師の診査は必要ありません。
- 個人契約、家族契約、子供特約の3種類があります。
- 法人が契約者となった場合の保険料は損金扱いされます。

▼3拍子そろった(新がん保険)の保障内容(契約1口あたり)

	ご本人	家族契約のご家族 子供特約のお子さま
入院給付金	日額1万5千円	日額1万円
在宅療養給付金	1退院につき20万円	1退院につき15万円
死亡保険金	死亡時満5歳未満150万円	死亡時満5歳未満100万円
	死亡時満5歳以上 75万円	死亡時満5歳以上 50万円

▼保険料例(集団取扱月払い/契約1口あたり)

契約年齢(満)	個人契約	家族契約
35	1,380円	1,910円
40	1,730	2,370
45	2,160	2,930

※子供特約保険料はお子さまの人数、契約年齢に関係なく個人契約の保険料に一律「月額50円」(契約一口あたり)を加えます。

法人会厚生制度

終身保障

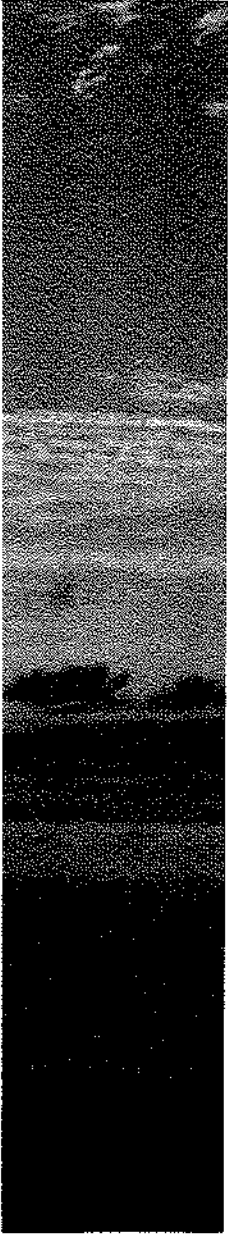
無
配
当

新・がん保険



〈がん保険〉のパイオニア
アメリカンファミリー生命保険会社

お問い合わせは…… 大田邇摩法人会



大田 遼摩法人会会報 第7号

昭和59年6月25日 発行

発行所 大 田 遼 摩 法 人 会

編 集 広報部会 部会長 渡 辺 常 弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印 刷 月 橋 印 刷

大田市烏井町 TEL 2 - 0540